平成２８年（フ）第２００２号
大阪市福島区鷺洲５丁目６番41―304号
破産者　株式会社ＢＫＯ105
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８６号
大阪市北区中津４丁目６番12号
破産者　株式会社アレックス
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２３号
北九州市小倉南区下曽根４丁目27番10号
破産者　株式会社グランドステージ
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０３号
茨城県水戸市堀町2023番地の181
破産者　株式会社アスカ
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６６０号
東京都八王子市打越町1366番地７風鈴館101号
破産者　小林　克巳
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１８号
三重県津市阿漕町津興212番地１　レオパレスシーサイドパレス101号
破産者　竹岡　秀則
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦87番地１
破産者　農事組合法人湊畜産組合
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第９９号
群馬県高崎市中居町３丁目23番地11
破産者　有限会社コヤマ
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４９０号
北九州市門司区吉志２丁目13番地34
破産者　株式会社三善
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６３号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊100番地
破産者　株式会社安田建設
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３号
秋田県能代市字出戸後６番地の１
破産者　株式会社原田紙店
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２３号
新潟県加茂市大字矢立新田521番地
破産者　株式会社かも有機米
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３６８０号
大阪市東住吉区桑津３丁目９番６号
破産者　十喜運輸株式会社
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６４号
兵庫県加古川市加古川町寺家町369番地の４
破産者　有限会社旭印刷工房
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７８号
長野県諏訪郡下諏訪町4695番地７、破産手続開始決定時の住所長野県諏訪郡下諏訪町4699番地15
破産者　亡小泉貞男相続財産
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第４６号
岐阜市北野西111番地
破産者　笠井建設株式会社
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２８号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目59番地
破産者　有限会社マルコーケース工業
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４３号
愛知県豊橋市牛川町字洗島51番地２
破産者　くすりのアルク株式会社
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２１８号
滋賀県甲賀市水口町水口5568番地
破産者　有限会社丸寿商事
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
鳥取県米子市夜見町2851番地４
破産者　小松貨物運送有限会社
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部